

第一百七十九回国会
議院

青少年問題に関する特別委員会議録 第三号

三
号

平成二十三年十月二十五日(火曜日)
午前九時三十分開議

出席委員

委員長 稲津 久君

理事

成二十三年度の調査におきましては、正確な数値を報告するよう地方自治体に改めて周知徹底をいたしたところでございまして、その結果が反映されたものというふうに承知をいたしております。

東京が二百人、大阪が百五十三人という中で、全くゼロという都道府県がまだあることは御承知おきのとおりでござります。来年はさらに詳しいデータが出てくることを期待申し上げたいと思います。

○三宅委員 城井政務官、お時間でいらっしゃる
という事ですので、どうもありがとうございま
した。

しておりますので、こうした研究だとか研修を支援することを通じて発達障害に対する支援を適切に進めていきたいというふうに考えているところでございます。

今 埼玉県政務官から一音のどいお詫かあれも
したが、私が把握している限りでは大変多くの自
治体というふうに思つております。それでなければ
これほどの数字の増加はないのではないかとい
うふうに思ふんです。

また一方で日本は申請主義なので家で出産しようが、病院で出産しようが、出生届が出ない限り捕捉できないという問題があるわけでござります。これは、死亡届においての所在不明高齢者の問題につきましてもそうでございました。

ますと、皆様のお手元にも資料を配らせていただけました。しかし、自閉症などと診断された就学前の子どもたちの、およそ二八%に何かしらの精神薬を投与しているという驚くべきデータがござります。

で、発達途中の、特に二歳以上の、お子様、全く晤に影響がないのかどうかというところを私は大変心配をしております。

○城井大臣政務官 お答えを申し上げます。

で、逆にこれまで把握されていなかつた子どもたち、この対応をしつかりやつていただきたいといふうに思うんですが、お考えをお聞かせください。

○城井大臣政務官 お答えを申し上げます。
そういう問題があるわけでございますけれども、生
まれた後の子どもの安否確認はどこの機関がどの
よう責任を持つてやつていこうとお考えでしょ
うか。

○岡田政府参考人 御指摘のとおり、国立精神・神経センターの医師の調査によりますと、発達障害を専門に診察する医師に対してもアンケート調査を行ったところ、回答を得た医師の三割の方が小学校就学前の自閉症児に対して薬物療法を行つた

○岡田政府参考人 先ほど申しましたように、慈
物療法の適切なあり方については、さらに医学面
での研究が進められていく必要があるというふうに
考えております。
すが、お答えください。

今、この、御指摘でござる事であります。今、この調査方法は一年一年で見てるので、ちようど今の千百名余りというところがどのように推移してきたかというのは、過去の分を見ながら、その年ごとの数字だということを御理解いただければと思います。

不明になつてゐる子どもたちの把握につきましては今に始まつた問題ではありますんで、私も今回
の対応をいたしますときに調べましたら、一番古
いもので昭和の三十年に出てゐる次官通知あたり
で、文部省、それから厚生省、労働省あたりが提
出しています。それで、この問題は、この二つが主

専門家に確認いたしましたと、ADHD、注意欠陥多動性障害と言われる発達障害の方に対してもは、子どもが安心して家庭や学校での生活を行うために、多動や不注意などの症状を軽減する目的的

その上で、児童生徒の安全を第一に考慮して、計上方法の適正化という点で通知をいたしました。そこで、その点改善をいたしているというところに加えまして、現在、その把握にあわせて、児童生徒の教育を適切に行うために、学校や教育委員会が民生委員や児童相談所と連携をして情報共有するなどにより対応していただくよう、文部科学省といたしまして、本年の四月の通知によりまして、各都道府県教育委員会等に指導をいたしていきます。

特に関係をしていく省庁が中心になりながら一つ一つ丁寧に見ていくことが大事だ、特に、これまでの把握が足りてなかつた部分の原因がどこか、過去からある問題ではあるけれども、古いながら現在もある新しい問題であるという認識で、もつて取り組ませていただきたいというふうに存じます。

て薬物療法治を行なうことがあるらしいことがあります。聞いております。また、自閉症などの発達障害を持つ子どものうちには、非常に興奮しやすい状況になつたりとか、感情の起伏が激しい状況になつたりするような状況が生じることがあつて、そうした場合に、感情の起伏とか興奮を抑えるために薬物を使用せざるを得ない状況があるといふようなことを聞いております。

いずれにしましても、この調査におきましても、安全で有効な、小児の自閉症状に対する適切

だと我々は考えております。昨年の末におきましては障害者自立支援法、それからことしの障害者基本法の改正におきましても、障害者の範囲に発達障害を明確に位置づけるということをされたところでありますので、厚生労働省といたしましても、そうした点を踏まえまして、地域での関係機関のネットワークづくりでありますとか、発達障害児の育児を経験したことのある母親による家族の支援とか、相談体制を充実するなど我々は考えております。

引き続き 各種会議でありますとか あるいは
本年七月にも、文部科学省のホームページ上で開
設いたしました小中学校への就学ページなど、あ
らゆる機会を活用して教育委員会等に徹底を図つ
てまいりたいというふうに思います。

○三宅委員 ありがとうございます。
病院、警察当局と連携するなど、また、母子手帳の活用を図るなど、安否確認することはお考えいただけますでしょうか。

○城井大臣政務官 お答えを申し上げます。
文部科学省としての、行政の範囲内でできる限りの努力をさせていただきたいと思います。

な薬物治療のあり方にについてさらに研究が進められるというふうに聞いております。それから、国立精神・神経医療研究センターにおきましては、小児科医とか児童精神科医を対象にして発達障害に対する医学的研修を計画的に実施している。その中で薬物療法を含めた医学知識や技術の普及啓発を行っているというふうに聞いて

ていくとか、発達障害児に対する支援手法の開発普及、こうした支援を行う方の養成、そういうようなものを通じて、地域で発達障害の方をしっかりと支えられるような体制づくりに今取り組んでいます。

きましても、牛乳や飲料水に準じた基準値といいますのは二百ペクレル・パー・キログラムでありますから、相当程度下回っていたという結果でございますが、いずれにしましても、若干の数字が出たということです。

関係学会からは、通常の授乳期間、授乳を続けても乳児への影響はないとの見解が示されておりまして、それも含めて私も公表いたしてはいるところでございます。

○三宅委員 ありがとうございます。

どんな少ない数値であれ、お子さんを持つお母様方の心配は本当に尽きないと私は思います。調査の方もこれで終わらせることがなく、引き続き、お母さんたちが心配しないで済む施策をお願い申し上げたいというふうに思います。

では、次の質問に移ります。

私は、ふだん新聞などで事件報道などを見るたびに、服役した受刑者のお子さんにつきまして大変心配になります。服役した保護者が派出所した際、例えば児童施設に預けられている子ども、里子に出されているお子さんの引き渡しというのはどうやつて判断されているのか気になります。どういったスキームになつていてるのか、厚生労働省の方からお聞かせください。

○石井政府参考人 お答え申し上げます。

施設入所や里親委託の措置を解除し、お子さんを家庭復帰させるに当たりましては、まず、施設長あるいは里親の方の御意見を十分に聞くことが大切でございます。十分に聞いた上で、子どもの意向も聞いてみる。そういうふうなことで、家庭環境などの実情を十分把握して、慎重に判断することとされています。

また、措置を解除した後も、保護者や主任児童委員などの地域の関係者と調整をし、必要な援助を行つてはいる、こういうスキームになつております。

しかしながら、保護者が刑務所に収容された場合は、措置解除前からの保護者に対する指導を十分に行なうことはできません。また、出所直後

の生活が不安定である場合が多いことから、特にこの措置解除の時期につきましては慎重な判断を行つているところでございます。

○三宅委員 ありがとうございました。大変慎重な対応をしていただけていますので、安心いたしました。

では、次に、いじめの問題につきましてお伺いいたします。

私の地元であります群馬県の桐生市におきましても、十二歳の少女がみずからとうとい命を絶ちました。くしくも、一昨日の二十三日に一周忌を迎えたわけでございます。親御さんや御家族の皆様の気持ちを考えますと大変胸が痛むわけでござりますけれども、この事件は今司法の場に移っていますのでこれ以上の言及は避けます。

この群馬県の件にかかわらず、いじめなど学校内の出来事が原因とされる事件につきまして、親御さんが学校側の説明に納得していない、そういった例が多く見受けられます。これは、学校側の誠意に対するいわば不信感みたいなものがベー

スにあるのではないかと思うんですけれども、親御さんへの丁寧な説明等が肝要というふうに思ひます。

関係省庁として、いじめ問題の予防対策、ま

た、起きた後の事後対策として、これまでどのよ

うな指導を行つてきたのか、また、今後どのように指導していくのかお聞かせください。

○徳久政府参考人 今委員御指摘の点でございま

すが、当然のことながら、いじめは決して許されないことでございます。ただ、どの学校でも、ど

の子にもいじめは起こり得るということでござい

まして、やはり、いじめの問題の解消を図るといふことで、未然防止の取り組みと、いじめが発生した場合には、その兆候をいち早く把握し迅速に対応する、いわば早期発見、早期対応ということが重要であるということです。

このため、文部科学省といたしましては、このいじめ問題につきまして、一つは、まず、すべての学校において、いじめに関する子どもたちに対するアンケート調査を行つて、いじめの早期発見、早期対応に取り組んでくださいということ。また二つ目には、スクールカウンセラーの活用などによつて学校における教育相談機能を充実し、児童生徒の悩みを積極的に受けとめていくことができるよう、そういう体制を整備してくださいということをお願いしてきているところでございます。

また、いじめを背景とした、今、残念ながら桐生の例がございましたけれども、そういう自殺の防止、これも非常に大事な件でございます。教員向けに、児童生徒の自殺の兆しや対応方策に関する基本的な事項を記載いたしました自殺予防マニュアルを作成いたしまして、これらを活用して教員の研修にも努めているところでございます。

それから、今委員御指摘がございました、やはり、遺族の意向を丁寧に聞き取りながら学校として丁寧に対応していくことが重要でございます。これにつきましても、今言いました資料等を通じまして、学校、教育委員会に指導してきているところでございます。

〔委員長退席、笛木委員長代理着席〕

○三宅委員 最後に、蓮舫大臣にお伺いしたいと

思います。

本日、これまで取り上げた問題は、いずれも青

少年にまつわる、多くの省庁にまたがる問題であつたわけでございます。青少年を担当される大臣として、この省庁の壁をぜひ越えて、大臣のリーダーシップで問題の解決を図つていただきたいというふうに思います。大臣の今後の取り組みについてお考えをお聞かせください。

○蓮舫国務大臣 三宅委員のきようの質問を伺つております。まさに、不登校あるいはひきこもり、あるいはいじめ、あるいは乳児への薬物投与、本当に子どもたちを大切に社会全体として育てていかなければいけないときに、多岐にわたる問題がある種低年齢化しているということを改め

て今痛感させられたところでございます。

各省庁から適切に答弁はいたしました。文科

省、厚労省、内閣府、まさにここが縦割りになつてしまふと、せつかく事業であるとか予算を伴つた施策を国が地方とともに行つていくときも、結果がなかなか伴わないということになつてしまふので、ここに連携はまさに私の役割だと思つております。

御指摘いただいた事項、各府省とも今後とも連携をして、総合的にしっかりと反映できるような施策を推進していくための役割を果たしていきました。

○三宅委員 蓮舫大臣、大変力強いお言葉、ありがとうございました。

以上で私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○笛木委員長代理 次に、山崎摩耶さん。

○山崎(摩)委員 おはようございます。民主党の山崎摩耶でございます。

○山崎(摩)委員 おはようございます。民主党の山崎摩耶でございます。

一年ぶりにこの青少年委員会でまた仕事をさせて、これにつきましても、今言いました資料等を

通じまして、学校、教育委員会に指導してきています。

まずは蓮舫大臣、中塚副大臣、ちょっといらっしゃらなくなりましたが、園田政務官、御就任おめでとうございます。青少年の健全な育成のため会をありがとうございます。

しゃらなくなりましたが、園田政務官、御就任おめでとうございます。青少年の健全な育成のためには、どうぞ御尽力いただきたいと思いますようお願い申し上げたいというふうに思います。

まず最初の質問は、被災地の子どものケア、支援についてお伺いをしたいというふうに思つております。

私は、民主党政権の一期生の女性議員、衆参二十八名で、子どもの未来を守る女性議員ネットワークというアクションをちょっとこの間起こさせていただきました。

お子さんたちの復興にかけるいろいろな思いですか意見ですか、ふるさとを思われる、そんな言葉を、実際に子ども復興会議なるものを開きま

したり、子育て支援サークルに参加させていただ

いたり、または短大生にミーティングをさせていただいたりということでアクションしてまいりました。